附　則

この政令は、平成二十八年一月一日から施行し、この政令による改正後の別表第一の規定（在マレーシア、在オーストラリア、在クック、在ニュージーランド、在カナダ、在コロンビア、在チリ、在パラグアイ、在ブラジル、在ベリーズ、在メキシコ、在カザフスタン、在キルギス、在ノルウェー、在ベラルーシ、在ロシア、在シリア、在アルジェリア、在アンゴラ、在ウガンダ、在ザンビア、在スワジランド、在タンザニア、在マダガスカル、在南アフリカ共和国、在モザンビーク及び在レソトの各日本国大使館、在ベナン、在シドニー、在パース、在ブリスベン、在メルボルン、在オークランド、在カルガリー、在トロント、在バンクーバー、在モントリオール、在クリチバ、在サンパウロ、在マナウス、在リオデジャネイロ、在レオン、在ハンブルク、在ウラジオストク、在サンクトペテルブルク、在ハバロフスク及び在ユジノサハリンスクの各日本国総領事館並びに国際民間航空機関日本政府代表部に係る部分を除く。）は、平成二十七年八月一日から適用する。

外務大臣　岸田　文雄
内閣総理大臣　安倍　晋三

道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年十二月二十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第四百三十七号

道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十四号）附則第一条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、平成二十八年二月一日とする。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　山本　早苗
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　馳　浩
厚生労働大臣　塩崎　恭久
国土交通大臣　石井　啓一
環境大臣　大塚　珠代

道路運送車両法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年十二月二十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第四百三十八号

道路運送車両法施行令の一部を改正する政令

内閣は、道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十四号）の一部の施行に伴い、この政令を制定する。

道路運送車両法施行令（昭和二十六年政令第二百五十四号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「掲げる地方運輸局長」を「定める地方運輸局長」に改め、同項第二号中「第十一条第三項及び第五項」を「第十一条第四項及び第六項」に改め、同条第七項の表法第十一条第四項本文及び第十九条の項中「第十一条第四項本文」を「第十一条第五項本文」に改める。

附　則

この政令は、道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十八年二月一日）から施行する。

国土交通大臣　石井　啓一
内閣総理大臣　安倍　晋三

外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年十二月二十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第四百三十九号

外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律（昭和三十七年法律第百四十四号）の規定に基づき、この政令を制定する。

外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律施行令（昭和三十七年政令第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

別表カタール国の項を削り、同表の備考中第四号を削り、第五号を第四号とする。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十八年一月一日から施行する。

（経過措置）

2　改正前の別表カタール国の項に規定する所得に対する平成二十七年分以前の所得税、平成二十七年度分以前の個人の道府県民税（都民税を含む。以下同じ。）、個人の事業税及び個人の市町村民税（特別区民税を含む。）並びに平成二十八年一月一日前に開始した事業年度分の法人税、法人の道府県民税、法人の事業税及び法人の市町村民税については、なお従前の例による。

総務大臣　山本　早苗
財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　安倍　晋三

農地法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年十二月二十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三